

2 横断歩道（交差点）

《基本的考え方》

- ・横断歩道は十分な幅員とする。
- ・中央分離帯と横断歩道部分の車道は同一の高さですりつける。
- ・点状ブロックは、中央分離帯部分にも敷設する。
- ・交差点の横断歩道に敷設する視覚障害者誘導用ブロックは、必要以上に交差点側に接近させないことが望ましい。

横断歩道	横断歩道においては、中央分離帯と車道とを同一の高さですりつけること。	□ 横断歩道
------	------------------------------------	--------

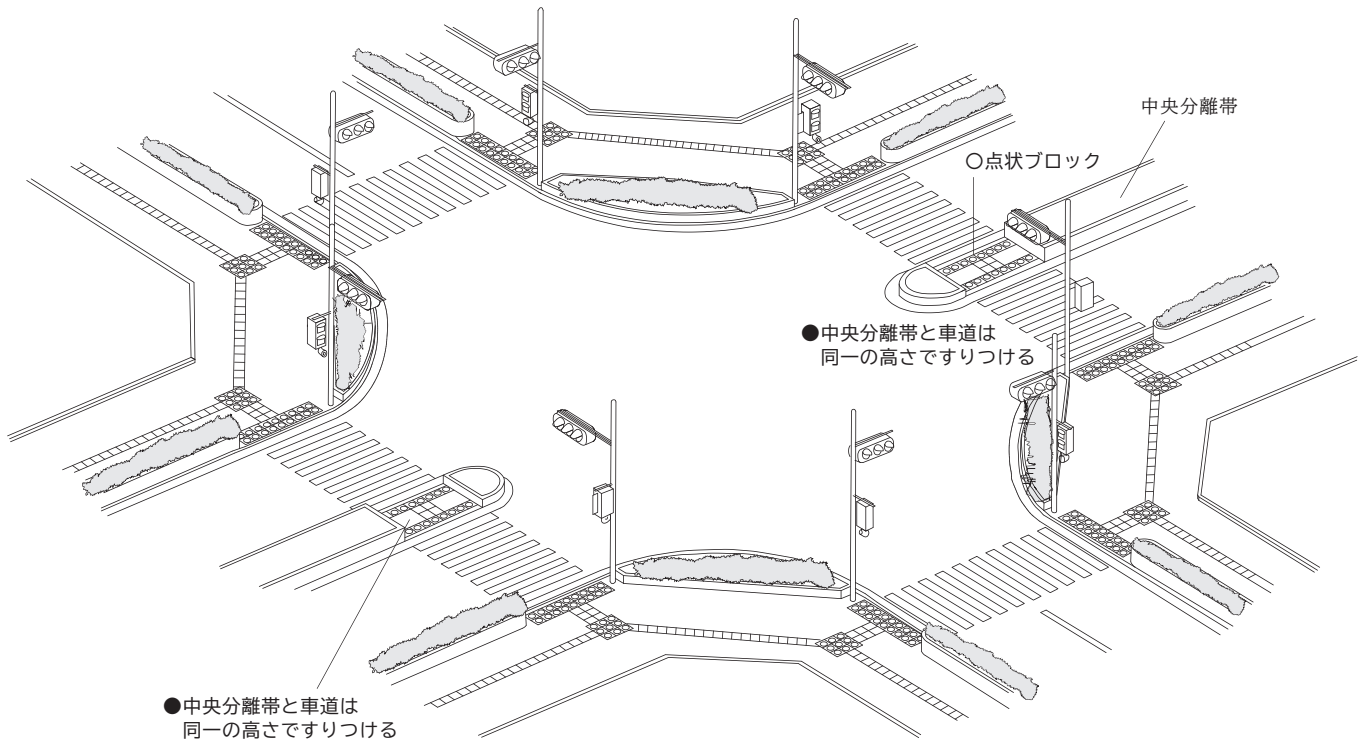
《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 横断歩道の中央分離帯部分には点状ブロックを適切に敷設する。
- 歩行者等の横断の安全を確保するために分離帯で滞留させる必要がある場合には、その段差は2cmを標準とする。

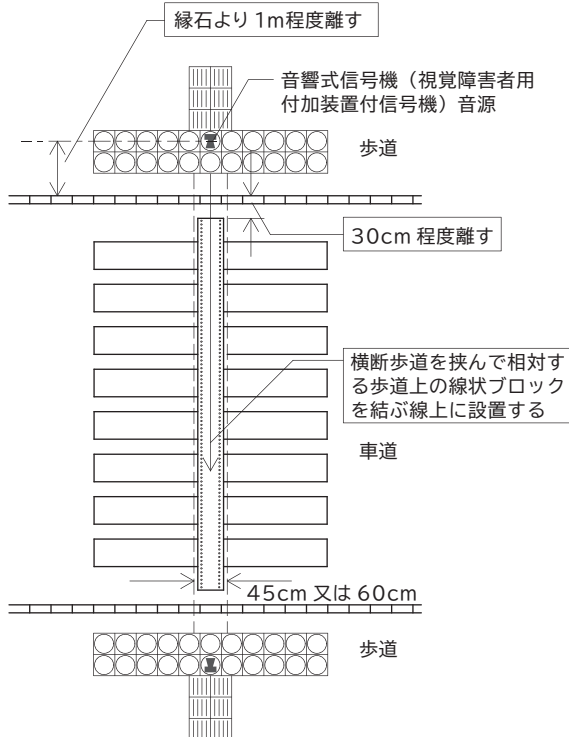
《望ましい整備》

- ◇道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性の向上を図るため、横断歩道上に視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列（以下「エスコートゾーン」という。）を設置する。
- ◇エスコートゾーンは、以下の場所に優先的に設置する。
 - ・視覚障害者の利用頻度が高い施設の周辺で、視覚障害者の需要が見込まれる横断歩道
 - ・バリアフリー法における重点整備地区内の主要な生活関連経路に係る横断歩道

《中央分離帯》



《エスコートゾーンの設置図》



設置方法

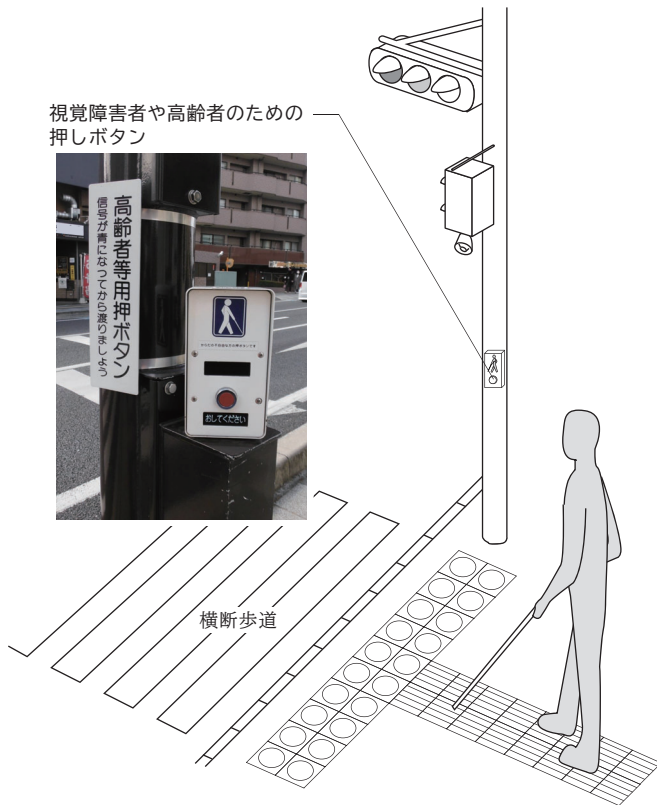
- (1) 横断歩道の中央付近で直線状に連続して設置すること。
- (2) 末端を歩道の縁石端から30cm程度離すこと。
- (3) 幅は、45cm又は60cmとすること。

出典：東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル
平成31年(2019年)3月改訂版 293ページ【図3.2】

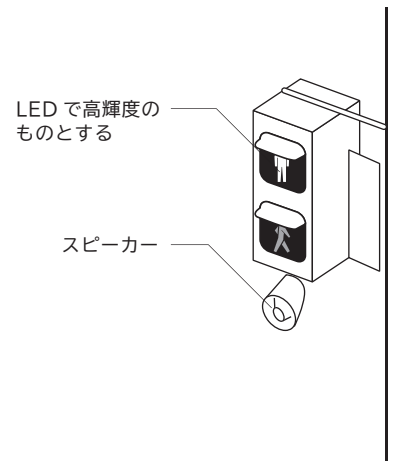
《エスコートゾーンの設置例》



《横断歩道》



《視覚障害者用音響式信号機》



▶▶ コラム ▶▶

- ・音響式信号機は、原則として東西方向を「カッコー」、南北方向を「ピヨピヨ」で設定している。

▶▶ スマートフォンアプリ「信GO! ～歩行者等支援アプリケーション～」 ▶▶

(無償、誰でも利用可能。)

- ・高度化 PICS が設置されている信号機に近づくと、交差点名称や歩行者用信号機の色をスマートフォンを介して音声や振動で伝達します。
- ・視覚障害者の方が、手元で信号機の色を画面や音声で確認できるほか、信号機の色が変わるタイミングでスマートフォンが振動することで、より信号を渡りやすくなります。
- ・8段ブロックの表示により、手元で信号機の色が変わるタイミングを確認することができるため、高齢者等の「渡り損ね」の事故を防ぐことができます。また、歩行者用信号機の青信号延長機能が整備された交差点では、手元の画面の長押しや音声入力で次の歩行者用信号機の青信号の時間を延長することができます。

(2021年2月現在、埼玉県内では、県庁第二庁舎入口交差点に設置されています。)



▲スマートフォンの画面